

川上ダム自然環境保全委員会会則

第1条（名称）

本委員会は「川上ダム自然環境保全委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

第2条（目的）

委員会は、川上ダム建設事業における自然環境の保全対策についての指導・助言を行う。

第3条（委員会）

1. 委員会は、別表に掲げる委員により構成し、委員の任期は川上ダム建設事業完了以内とする。なお、委嘱は毎年度当初に川上ダム建設所長が行う。
2. 委員会には、会務を総括するために委員長を置く。
3. 委員会は、委員長が必要と認める時に開催する。
4. 委員会は、自然環境調査や保全対策に関する報告を受け、指導・助言を行う。
5. 委員長は、委員会の目的を遂行するために必要があると認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第4条（事務局）

1. 委員会の事務局は、独立行政法人水資源機構川上ダム建設所に置く。
2. 事務局は、委員長の指示を受け、委員会の事務を行う。

第5条（雑則）

この会則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会において別に定める。

（付則）

この会則は、平成12年8月3日から施行する。

この会則は、平成27年3月26日から施行する。

この会則は、平成28年3月28日から施行する。

別 表 川上ダム自然環境保全委員会 構成

	氏 名	所 属 ・ 役 職
委 員 長	池 淵 周 一	京都大学名誉教授
委 員	江 崎 保 男	兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科教授
委 員	海 老 瀬 潜 一	元摂南大学教授
委 員	角 哲 也	京都大学防災研究所水資源環境研究センター教授
委 員	藤 井 伸 二	人間環境大学人間環境学部人間環境学科准教授
委 員	松 井 正 文	京都大学名誉教授
委 員	森 下 郁 子	(一社)淡水生物研究所所長

(五十音順、敬称略)